

仕様書等回答書

令和7年5月28日

下記案件についての質問に対する回答は、以下のとおりです。

記

回答に係る案件名	庁外接続用ノート型パソコン賃貸借（長期継続契約）
----------	--------------------------

No.	質問事項	回答内容
1	<p>1. 6仕様等（2）インストールアプリケーション等について</p> <p>13台は庁内ネットワーク、残り88台は庁外ネットワークに接続する端末の予定と記載がありますが、端末キッティング作業において、設定内容に大幅な違いはありますでしょうか？</p>	<p>大幅な違いはありません。インストールを行うアプリケーションやドメイン参加の有無の違いはありますが、基本的な設定内容は同じです。</p>
2	<p>■質問1：仕様書「8 端末ストレージのデータ消去（又は破壊）、賃貸借物件の撤去について」こちらは、下記の対応でもよろしいでしょうか。</p> <p>①賃貸人は、賃借人が用意した拠点（1か所）に賃借人が集約した端末機に対し、情報の復元が不可能な処理、データ消去を拠点内で実施する。</p> <p>②賃貸人は、データ消去作業を完了したのち、賃借人にデータ消去が完了したことを示す書類として「データ消去作業完了報告書」を提出し、賃借人の確認を受ける。</p> <p>③賃貸人は賃借人の拠点から賃貸借物件である端末機を撤去する。</p> <p>④後日、賃貸人は「データ消去証明書」を提出する。</p> <p>質問の意図は、当方の都合にはなりますが、作業の効率上、データ消去作業完了後、即日、賃貸借物件を撤去したいと考えております。</p> <p>ところが「データ消去証明書」の発行手続きに日数を要します（即日発行は不可）。</p> <p>そこで、まずは即日発行可能な「データ消去作業完了報告書」にて賃借人の確認を受けて賃貸借物件を撤去し、後日、「データ消去証明書」を提出させていただきたく存じます。</p> <p>この対応が不可の場合は、データ消去作業完了後、「データ消去証明書」を提出するまでの間、賃借人が用意した拠点（1か所）にて、賃貸借物件を保管させていただきたく存じます。</p>	<p>ご質問のと通りの認識で差し支えありません。</p>